

第107号議案 大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
○大田区立図書館設置条例 昭和34年12月4日 条例第18号  (設置) 第1条 (現行のとおり) (名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。		○大田区立図書館設置条例 昭和34年12月4日 条例第18号  (設置) 第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 (略)	
名称	位置	名称	位置
大田区立大田図書館 ～ 同 馬込図書館 同 池上図書館 同 久が原図書館 ～ 同 蒲田駅前図書館	(現行のとおり)  <u>同 池上六丁目3番10号</u>  (現行のとおり)	大田区立大田図書館 ～ 同 馬込図書館 同 池上図書館 同 久が原図書館 ～ 同 蒲田駅前図書館	(略)  <u>同 池上三丁目27番6号</u>  (略)
第3条から第7条まで (現行のとおり)		第3条から第7条まで (略)	
<u>付 則</u> <u>この条例は、大田区教育委員会規則で定める日から施行する。</u>			